

いじめの態様別件数の推移についての分析

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 いじめの態様について

文部科学省が以下の 8 種類に分類しており、毎学期末に府に提出する生徒指導関係の調査、毎年 3 月に文部科学省に提出する問題行動調査どちらも学校が認知したいじめ事案について分類し、認知件数として計上する。計上する際は、複数選択可となっている。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

3 いじめの認知件数について

- ・2018 年度（平成 30 年度）から、児童生徒や保護者からの情報や教職員が発見したことからいじめとして対応したものだけでなく、学校生活アンケートにおいて、「いじめられている」と回答したものもいじめの認知件数にあげている。認知件数にあげるアンケートは年 2 回（6 月、12 月）実施し、その他に無記名のいじめアンケート（10 月、2 月）も実施している。
- ・認知件数はとても増えているが、いじめの早期発見、早期対応につながっている。